古紙分別収集車両購入支援補助金交付要綱

（通則）

第１条　古紙分別収集車両購入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については，福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　補助金は，令和２年度に実施する事業系ごみの分別区分への古紙の追加（以下「分別区分追加」という。）に対応するために事業系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が事業者から排出される事業系一般廃棄物を収集・運搬するために必要な収集運搬車両（以下「車両」という。）を購入する場合に要する費用について，その一部を補助することにより，適正排出のための基盤整備の促進を図ることを目的として実施する。

（定義）

第３条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　事業系一般廃棄物

事業者が事業活動に伴って排出する燃えるごみ，燃えないごみ及び古紙をいう。

（２）　事業者

福岡市内に事業所を所有して事業活動を実施する法人又は個人をいう。

（３）　許可業者

市から一般廃棄物収集運搬業の許可を得て事業系ごみの収集運搬業を営んでいる法人をいう。

（４）　収集運搬車両

許可業者が，一般廃棄物収集運搬業の許可（以下「業の許可」という。）に基づいて使用する塵芥車をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

（１）　業の許可を持つ法人

（２）　市税を滞納していないこと

（３）　次のいずれにも該当しないこと

①　福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員

②　法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

③　暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

２　補助対象者の募集は，公募により実施する。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，分別区分追加に対応するための計量器が付帯した収集運搬車両の購入に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）のうち別表に定める費用とする。

（補助金の額及び交付）

第６条　補助金の額は，予算の範囲内とし，前条に規定する補助対象経費の４分の１以下とし，４００万円を上限額とする。

２　前項に定める補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）
第７条　補助金の交付を申請しようとする事業者は，補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
（１）　業の許可証の写し
（２）　購入を行う予定の収集運搬車両の仕様及び金額を証する見積書
（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）
第８条　市長は，前条の規定による交付申請書の提出があったときは，交付申請書の内容を審査し，補助金の交付又は不交付を決定するものとする。
２　前項の規定により，補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第２号の１）により，補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第２号の２）により，すみやかに通知しなければならない。
３　市長は，補助金の交付の決定において必要があるときは，補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金交付の条件）
第９条　市長は，補助金の交付決定をする場合において，次の各号を補助金交付の条件として付するものとする。
（１）　第７条各号のいずれかに変更が生じる場合は，あらかじめ補助金交付申請変更届出書（様式第３号）を市長に提出すること。ただし，軽微な変更についてはこの限りではない。
（２）　購入を中止する場合においては，速やかに市長の承認をうけること。
（３）　購入が予定の期間内に完了しない場合，又は購入が困難となった場合においては，速やかに市長に報告しその指示を受けること。
（４）　次の各号のいずれかに該当するものに購入の全部または一部を委任し，又は請け負わせないこと。
①　暴排条例第２条第２号に規定する暴力団員
②　役員のうちに前号に該当するものがいる法人
③　暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者

（申請の取下げ）
第１０条　第８条の規定による交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が，その交付申請を取り下げる場合には，補助金交付申請取下書（様式第４号）を速やかに市長に提出しなければならない。
２　前項の規定による申請の取下げがあった場合は，当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し）
第１１条　市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，第８条の規定により行った補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　補助金の交付を辞退したとき。
（２）　第７条に規定する交付申請書等の書類に虚偽の事項を記載し，又は申請について不正の行為を行ったとき。
（３）　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
（４）　この要綱の規定に違反したとき。
（５）　第４条に規定する補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
（６）　前各号に掲げるもののほか，補助金の交付決定の取消し又は返還の命令について，相当の理由があると市長が認めたとき。
２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるも

のとする。
３　補助事業者は，本条第１項各号の規定により交付決定を取り消された場合において，すでに補助金の交付を受けている場合は，期間を定めその返還を求めるものとする。

（実績報告）
第１２条　補助事業者は事業が完了したときは，補助金実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
（１）　車検証及び現況写真
（２）　補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し
（３）　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）
第１３条　市長は，前条の規定による届出があったときは，補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで，補助金の交付額を確定し，補助金交付額確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）
第１４条　補助事業者は，購入契約締結の日から４年を経過するまでの間は，市長の承認を受けずに，補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，廃棄し，貸し付け，又は担保に供してはならない。

（雑則）
第１５条 この要綱に定めるもののほか，事業実施に必要な事項は，環境局長が別に定める。

（補助金交付の時期）
第１６条　市長は，第１３条に規定による額の確定後に補助事業者から交付請求を受け，補助金を交付するものとする。

附　則
１　この要綱は，令和２年４月１日から施行する。
（有効期限）
２　この要綱は，令和３年３月31日をもって廃止する。ただし，同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については，この要綱は，同日後も，なおその効力を有する。
３　前項の規定にかかわらず，前項で定める日以後においてもこの要綱を継続する必要があると認められるに至ったときは，必要な手続きを経てこの要綱を延長することができる。

別表（第５条関係）
(１)補助対象経費

	経費支出基準	限度額 (年額)
車両購入等経費	車両本体購入費及び収集運搬を適正かつ安全に実施するために必要な装備等に係る費用 ただし，次の各号に掲げる経費を除く １　契約手続等に要する経費 ２　燃料費 ３　その他補助対象とすることが適当でないと市長が認める経費	対象経費の４分の１以下とし４００万円を上限とする。